

令和9年度三春町職員（高校卒程度）採用候補者試験案内

令和8年7月21日

三春町職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

昭和56年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

ただし、大学を卒業した方又は令和9年3月末までに大学を卒業する見込みの方は受験できません。

また、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、受験申込みは、今年度実施する三春町職員採用候補者試験において、1職種に限ります（異なる試験を併願することはできません）。

3. 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

- (1) 第1次試験
個別面接による試験を行います。
- (2) 第2次試験
 - ① SPI試験（基礎能力検査・性格検査）
「コミュニケーション力」「思考力／判断力」「新しい知識の吸収力」「応用力」などの基礎となる能力及び職務適正などについて、択一式による筆記試験を行います。
 - ② 小論文試験
- (3) 最終試験
第2次試験合格者に対して、個別面接による試験を行います。

4. 資格調査

受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試験場	発 表
第1次 試験	令和8年 9月13日(日)	面接試験 午前9時から	三春町字 大町1-2 三春町役場	令和8年9月下旬頃町役場掲示板・町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
第2次 試験	令和8年 10月17日(土)	S P I 試験、小論文 予定	三春町字 南町26-1 三春町保健 センター (予定)	令和8年11月上旬頃町役場掲示板・町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
最終 試験	令和8年 11月中旬頃 (別途通知)	最終面接 予定	三春町字 大町1-2 三春町役場	令和8年11月下旬頃町役場掲示板・町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表により支給されますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、三春町役場に提出してください。原則として本人が持参してください。やむを得ず郵送での提出となる場合は、封筒の表に「高校卒業程度試験申込」と朱書して、簡易書留等で送付ください。

※申込用紙は、三春町役場総務課、または、三春町役場ホームページから取得できます。郵送にて請求する場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒を同封してください。

② 提出いただく書類等

ア 申込用紙

イ 面接カード

③ 9月上旬までに、面接時間などを記載した案内通知を送付します。一次試験の詳細は送付される通知を確認してください。

(2) 受付期間

令和8年7月21日（火）から同年8月20日（木）午後5時まで

郵便による場合は、8月18日（火）までの消印のあるものに限り受付します。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、三春町情報公開条例第11条第1項の規定により、開示請求することができます。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。また、開示請求に当たっては、**三春町役場総務課総務管理グループ**（電話 0247-62-2111）にあらかじめ電話連絡をお願いします。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	得点（評定）	合格者発表日 から1か月間	三春町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点・順位		

9. その他

(1) 筆記試験受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) この試験に関し不明な点は、本町役場総務課総務管理グループに問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、**110円**切手を貼った宛先明記の返信用**封筒（定型）**を必ず同封してください。

(3) 問い合わせ先

三春町役場総務課総務管理グループ

田村郡三春町字大町1番地の2

（電話 0247-62-2111 内線 211 F A X 0247-61-1110）

（E-mail : soumu@town.miharu.lg.jp）